

原子力発電所の新規制基準適合性に係る書面審査

第6回 議事概要

1. 日付：令和2年7月10日（金） 九州電力（株）から資料を受理
令和2年7月16日（木） 原子力規制委員会より判断事項・指示事項を手交
2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 議題
(1) 九州電力（株）玄海原子力発電所3・4号機の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請（第3回申請）に係る審査について
5. 配布資料
提出資料
資料1・・・玄海原子力発電所3・4号機 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請について（第3回申請）（令和2年7月10日提出）
資料2・・・玄海原子力発電所3、4号機 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請（第3回申請）について<補足説明資料>（令和2年7月10日提出）
手交資料 玄海原子力発電所3、4号機 特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請（第3回申請）に関する判断事項・指示事項（令和2年7月16日手交）

※配布資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

6. 議事概要

（議題1）

- (1) 九州電力株式会社から、令和2年7月10日に玄海原子力発電所3、4号機の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事計画認可申請（第3回申請）に係る資料が提出された。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は、令和2年4月8日第2回原子力規制委員会 議題4「当面の審査会合等の進め方について」の方針に基づき書面審査を行い、必要な判断事項及び指示事項を示すとともに、申請書類等に反映することを求めた。
- (3) 九州電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上